

# JIS

照 明 用 語

JIS Z 8113 : 1998

(2004 確認)

平成 10 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS Z 8113-1988は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、日本工業規格と対応国際規格との対比及び日本工業規格を基礎にした国際規格の提案を容易にするために、IEC 60050-845 : 1987 International Electrotechnical Vocabulary, Chapter 845 : Lightingを基に整合化を図った。

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 41.6.1 改正：平成 10.11.20

官報公示：平成 10.11.20

原案作成協力者：社団法人 照明学会

審議部会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長代行 伊藤 清之助）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日本工業規格

JIS  
Z 8113 : 1998

## 照明用語

### 正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	3.7 番号 07073 の定義の欄	電子流によって…個体デバイス。	電子流によって…固体デバイス。

平成 20 年 1 月 7 日作成

白 紙

## 目 次

	ページ
序文 .....	1
1. 適用範囲 .....	1
2. 引用規格 .....	1
3. 用語・定義 .....	1
3.1 放射, 量及び単位に関する用語 .....	2
3.2 視覚に関する用語 .....	16
3.3 色に関する用語 .....	20
3.4 光・放射の発生及び材料の光学特性に関する用語 .....	35
3.5 光・放射の測定に関する用語 .....	48
3.6 光放射の応用に関する用語 .....	56
3.7 光源及びその特性に関する用語 .....	66
3.8 光源の部品・材料及び点灯装置に関する用語 .....	73
3.9 照明技術及び昼光照明に関する用語 .....	76
3.10 照明器具及び構成要素に関する用語 .....	87
3.11 視覚信号系に関する用語 .....	94
解説 .....	105
用語索引 (五十音順) .....	138
外国語索引 (アルファベット順) .....	161

# 白 紙

## 照 明 用 語

Z 8113 : 1998

## Lighting vocabulary

**序文** この規格は、1987年に第1版として発行されたIEC 60050-845, International Electrotechnical Vocabulary, Chapter 845 : Lightingを基に作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定項目及び規定内容を日本工業規格として追加している。

なお、この規格でIEC (845) の用語番号が付されていない用語及び点線の下線を施してある箇所は対応国際規格にない事項である。

1. **適用範囲** この規格は、主な照明用語 (以下、用語という。) と、その定義について規定する。

2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS Z 4001 原子力用語

JIS Z 8105 色に関する用語

JIS Z 8720 測色用の標準の光及び標準光源

JIS Z 9112 蛍光ランプの光源色及び演色性による区分

3. **用語・定義** 用語及び定義は、3.1～3.11のとおりとする。

**備考1.** 二つ以上の用語を並べた場合は、その順位に従って優先使用する。

2. 用語に付けた括弧の用い方は、次による。

なお、定義欄に出てくる用語に付けた括弧の用い方も、これを準用する。

a) ( ) 内の部分は、省いてもよい。

b) ( ) 内の漢字は、常用漢字にないため仮名書きにした用字について、意味が分かりにくいときに元の漢字を示す。

c) [ ] 内の部分は、説明又は注記若しくは単位を示す。

d) 黒丸印のついたIEC用語番号は、このIEC用語番号における注から引用している。

3. 読みにくい用語は、その読み方を ( ) 内に示す。

4. ここで ( ) 内のIEC用語番号は、JIS用語がIEC用語の定義中の注に示された用語の引用であることを示す。

5. 参考のために対応外国語 (英語) を示す。ここで、括弧の用い方は次による。

a) ( ) の部分は、省いてもよい。

b) [ ] 内の部分は、説明又は注記を示す。

6. 対応外国語は、主としてIEC 60050 (845) : 1987 [CIE Publ. 17.4 (1987) と同一] (以下、一括してIEC/CIE用語という。) の英語によった。

なお、該当する外国語のないものは、空欄とする。